

1 本町の位置と原子力災害対策の考え方

県の防災計画の原子力対策編については 30km 圏内を基本にするということで亙理町の所在地については、福島第 1 原子力発電所から 70km、女川原子力発電所から 70 km と倍以上の距離があります。しかしながら、東日本大震災で 70 km 以上でも放射能の汚染重点調査地域が指定され、除染等の対策を実施したこともありますので地域としては軽視できないこともあります。

そのため、編ではなく、各編の中で項目を網羅していきたいと考えています。

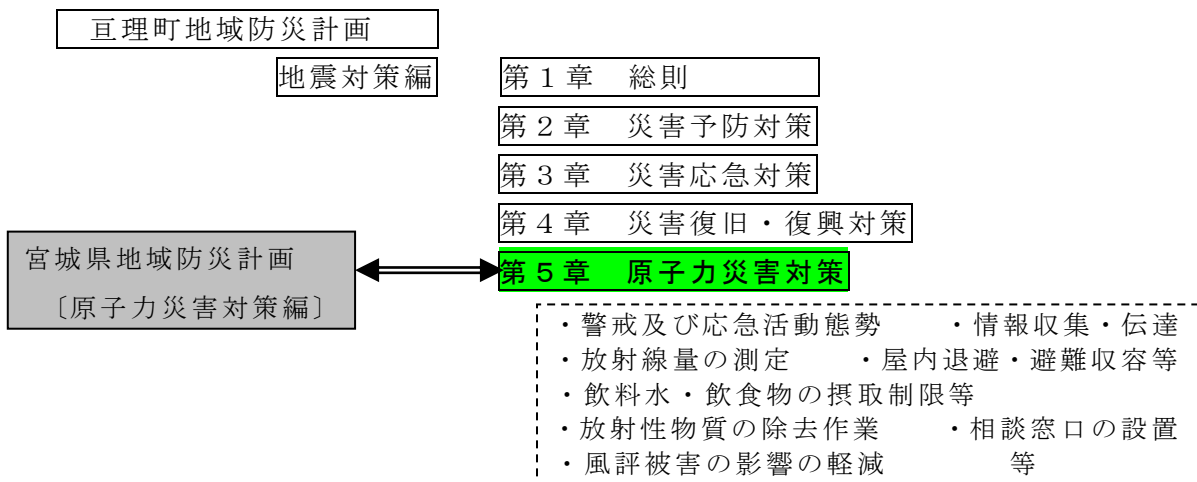


本町の位置

2 地域防災計画での扱い

本町内には、原子力発電所が存在せず、また、原子力発電所に関する「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」（原子力発電所から概ね 30km 圏）にも本町の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が原子力災害対策を重点的に実施すべき区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、本町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う事を以下で記述する。



3 概略の記述内容

第5章 原子力災害対策	
第1 基本方針	<p>町内には原子力施設が存在せず、また、県内や他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に、本町の地域は含まれていない。</p> <p>このことから国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、町は、同時に町民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、東日本大震災を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広大な地域に拡散し、遠く離れた本町においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となったことから、原子力災害への対応について想定するものである。</p>
第2 情報収集・伝達	<p>国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合、本町に影響を及ぼすかどうかは、事故の規模や気象状況等を勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集が非常に重要となる。</p> <p>また、事故によって放射性物質が大気中に放出された後の降雨により、大気中の放射性物質が地表に降下することが予想される。</p> <p>放射性物質や放射線が町に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、町は、消防署、警察署、県及び防災関係機関との情報収集・伝達を密に行う。</p> <p>※宮城県地域防災計画 原子力災害対策編を参照して記述</p>
第3 屋内退避、避難収容等の防護活動	<p>本町は、原子力災害対策特別措置法第15条の指示があった場合や、放射線量等の測定の結果、「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」による「屋内退避及び避難等に関する指標」に達する放射性物質による汚染地域を確認した場合、県と連携し、屋内退避等の必要性について速やかに住民に対し広報を行う。</p> <p>※指針や指標について注釈を入れる。</p>
第4 放射性物質の除去	<p>本町が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、町域で、その原因となっている箇所特定及び周辺環境への影響を把握するための測定を実施し、その結</p>

	<p>果に基づき、立入制限等の措置を講じるとともに、町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部が定めた「市町村による除染実施ガイドライン（平成 23 年 8 月）」等を参考に、放射性物質の除去計画を策定し実施する。</p>
第 5 飲料水、飲食物の摂取制限等	<p>町は、飲食物の摂取制限に関する基準値（平成 24 年 4 月 1 日厚生労働省）に従い、平素から適切な対応をとれるよう体制を整備するとともに、県を通じて必要な情報収集に努め、水道水及び農作物から規制値を超える放射性物質及び放射線量の値が示された場合には、県と協議し、出荷・摂取制限等の必要な措置を講じる。</p>
第 6 広報活動	<p>町は、住民に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。</p> <p>また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけも行う。</p> <p>広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が沈静化した段階に分けて記載する。</p> <p>町は、県及び関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する風評被害の払拭を目的とした消費者向けの販売促進イベント等を活用し、農林水産業、地場産業の商品等の安全性の PR 及び適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。</p>
第 7 心身の健康相談体制	<p>町は、県による住民等の外部被ばく線量等の測定に協力する。</p> <p>また、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における住民の健康に関する不安を解消するため、必要に応じて、国や県に健康相談に関する窓口の設置を要請し、住民に対する健康相談の対応に努める。</p>